

奈良県母子保健運営協議会規則をここに公布する。

奈良県母子保健運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[奈良県附属機関に関する条例\(昭和二十八年三月奈良県条例第四号\)第二条](#)の規定に基づき、奈良県母子保健運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、[次の各号](#)に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 県の職員

四 [前三号](#)に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 [前条第二項各号\(第三号を除く。\)](#)に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 [前項](#)の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、[前項](#)の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

8 [前条](#)の規定は、部会の会議について準用する。

(令七規則三四・追加)

(委員以外の者の出席)

第七条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(令七規則三四・旧第六条繰下・一部改正)

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉保険部医療政策局健康推進課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正、令七規則三四・旧第七条繰下、令七規則三九・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(令七規則三四・旧第八条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に[第二条第二項各号\(第三号を除く。\)](#)に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、[第三条](#)の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和七年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年規則第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。